

告示第 27 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公の施設に係る指定管理者を指定したので、太子町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 3 条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 8 年 3 月 11 日

兵庫県太子町長 沖 汐 守 彦

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称
太田東地区農村交流センター
- 2 指定管理者とした団体の名称
原自治会
- 3 指定の期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日まで